

未来を担う子どもたちへ

》》》 世田谷区子ども読書活動推進計画 《《《

(第2期行動計画)

平成 20 年 3 月

世田谷区教育委員会

はじめに

子どもたちは、読書を通して多くのよい文章に触れ、言葉の奥深さを学んでいきます。そして、言葉を使って表現する力や考える力を、読書を通して身に付けていきます。

また、暮らしや遊びの本、社会のしくみや自然の神秘の本に出会い、知識を深め、いのちや生き方を考える本によって、思いやりの心を学び、人生をより深く生きる力を身に付けることができるのです。それゆえ、成長期の子どもたちにとって読書はかけがえのないものなのです。

平成17年3月に、世田谷区教育委員会は、平成17年度を起点とする10年間の「世田谷区教育ビジョン」を策定しました。

私たちは、世田谷の未来を担う子どもたちは、自他を敬愛し、理想と志を持ち、日本の文化・伝統を継承し、世界の人々と共に生きることのできる自立した個人であってほしいと願っています。

そのような子どもたちを、教育ビジョンでは「せたがやで育てる世界にはばたく子どもたち」という言葉で表しています。

世田谷区教育委員会では、このような子ども像を見据えて、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自ら進んで読書活動が行えるよう、家庭、地域、学校、その他関係機関がいままで以上に連携、協力し、環境整備を推進するために、平成18年3月「世田谷区子ども読書活動推進計画」を策定しました。

このたび、「世田谷区子ども読書活動推進計画」を進めるにあたって、具体的な取組みを定めた「行動計画」の第1期（平成18年～19年度）が平成19年度で終了することから、これまでの取組みの成果や内容等を検証するとともに、子どもを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、区民の方々からの意見等を反映させて、「世田谷区子ども読書活動推進計画 第2期行動計画」を策定いたしました。

平成20年3月

世田谷区教育委員会

世田谷区子ども読書活動推進計画

目 次

はじめに

I	計画の目標	1
II	計画の位置づけ	2
1	国や都の動向	2
2	区における関係する計画	2
3	計画の役割	2
4	計画の期間	2
III	子どもの読書環境は今 ～現状と課題～	4
IV	推進の方策	7
1	家庭や地域での取組み	8
(1)	家庭では	8
(2)	保育園・幼稚園、児童館などでは	8
(3)	世田谷文学館では	9
2	図書館の取組み	11
3	学校での取組み	14
4	計画実現のために	17
V	行動計画(平成20年度～23年度 第2期)	18

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(概要)【国】

東京都子ども読書活動推進計画(概要)

文字・活字文化振興法

I 計画の目標

「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、その基本理念において、子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであると位置付け、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備が推進されなければならないとしています。

読書をすることで子どもたちは多くの人の喜びや悲しみに接し、それらを自分の喜びや悲しみとすることを知ります。また、本から多くの知識や表現する力を得るとともに、様々な人の人生や世界各国の文化に触れ、自分の将来について考え、自分自身を高める意欲をもちます。

本を読まない大人が、子どもに本を読むように言っても、子どもが本を手にするとは限りません。子どもたちが、幼いときから本を楽しむことを生活の一部とし、生涯にわたり読書に親しんでいくためには、保護者を始めとして子どもを取り巻く大人たちが、読書の持つ力をよく理解し、子どもたちが読書を楽しめるよう働きかけていくことが必要です。

世田谷の未来を担う子どもたちが、自らの読書力を確かなものにすることによって、より深く「生きる力」を身に付けて生き生きと成長し、教育ビジョンが目指す子ども像の実現に近づいていくものと私たちは信じています。

この計画は、世田谷の全ての子どもたちが読書習慣を身に付けることを目指して、子ども（おおむね18歳以下のもの）の発達に応じ、それぞれの段階で目指す子どもの読書活動の姿を、

乳 幼 児《本に出会い、本を好きになる子どもたち》
小 学 生《本とふれあい、本を楽しむ子どもたち》
中・高校生《本に親しみ、本を活用する子どもたち》

ととらえ、子どもの読書環境の整備を進めていくものです。



II 計画の位置づけ

1 国や都の動向

- (1) 平成13年12月12日「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、各自治体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどを定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。この法律に基づき、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月に閣議決定しました。
- (2) 東京都も、「東京都子ども読書活動推進計画」を平成15年3月に定め、平成15年度から平成19年度までのおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的方策を示しました。
- (3) また、平成17年7月、「文字・活字文化振興法」が制定され、国語が日本文化の基盤であり、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力の涵養に十分配慮することを基本理念として定めています。

2 区における関係する計画

- (1) 世田谷区は、平成17年度を起点とする「世田谷区基本計画」及び「世田谷区子ども計画」を策定しました。各計画の具体化については「実施計画」により事業を推進します。

同時期、世田谷区教育委員会は、今後10年間の世田谷の教育のあり方を示した「世田谷区教育ビジョン」を定めました。ここでは、地域教育力の向上や豊かな人間性と知力・体力の育成を謳い、かつ、平成16年度12月認定された「日本語」教育特区の展開などを行動計画として定めています。
- (2) これらに共通する主要テーマ「地域とともに子どもを育てる教育」、「未来を担う子どもを育てる教育」は、子どもの読書活動の推進の基本的な視点となります。

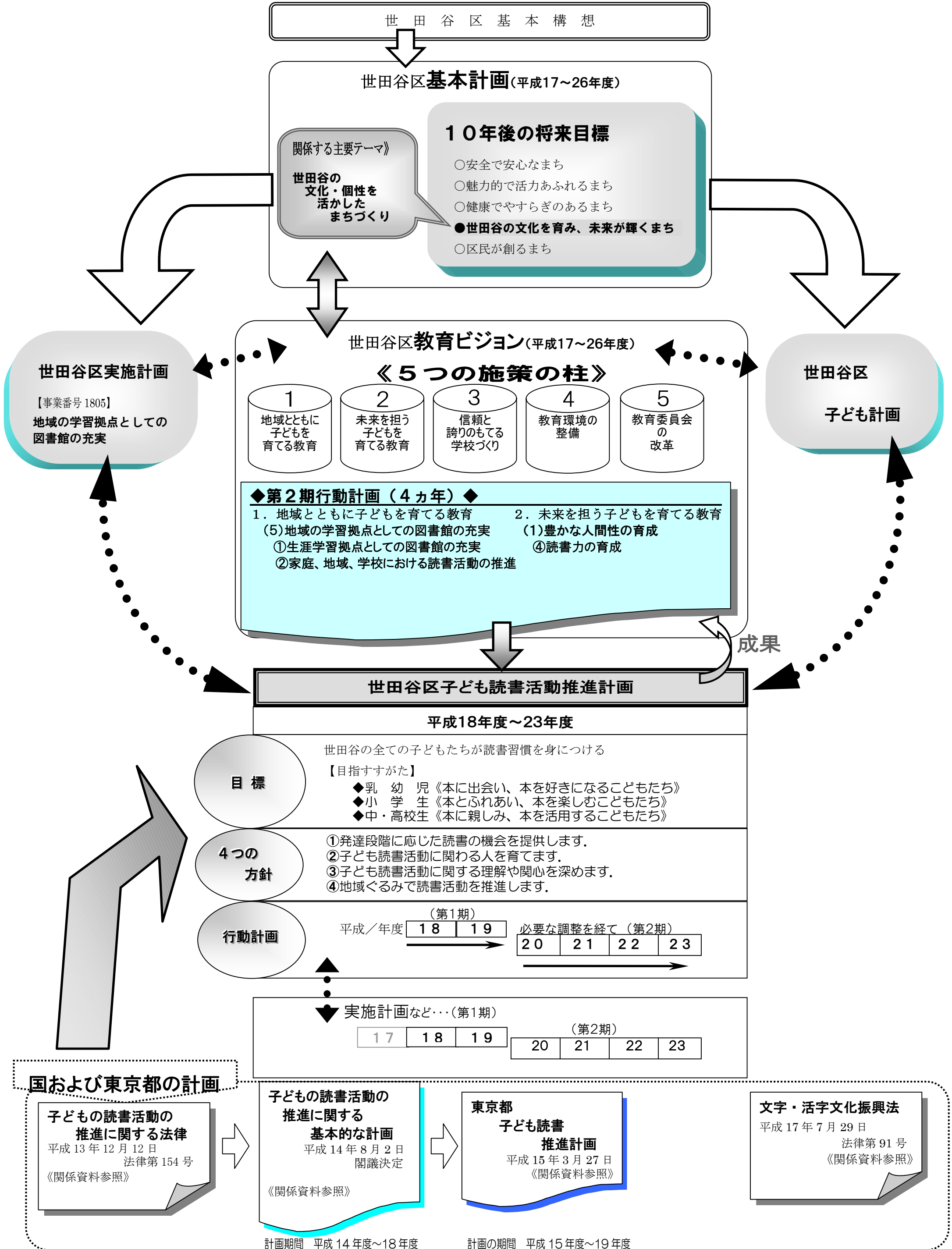
3 計画の役割

この計画は、上記の背景を踏まえ、子どもの読書力を育むことにより、世田谷の未来を担う子どもたちが、より強くより深く「生きる力」を身に付け、生き生きと成長していくことができるよう、地域全体で子どもの読書環境を整備していくための方策を明らかにすることを役割としています。

4 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間としていた計画期間を、「世田谷区実施計画」及び「世田谷区教育ビジョン」との整合を図っていくため、平成23年度までの6年間とします。

この計画を推進していくにあたって、具体的な取組みについて定めたものが「行動計画」です。第1期行動計画（平成18年～19年度）に引き続き、第2期行動計画（平成20年～23年度）を策定し、10の重点事業、及び55の取組みを示しています。



Ⅲ 子どもの読書環境は今 ～現状と課題～

1 読書調査から

平成18年度、52回目を迎えた「学校読書調査」（平成18年6月実施）（※）では、調査を開始して以来継続して「あなたは1か月間に本を何冊読みましたか」という質問をしています。

小学生については、平成14年より平均読書冊数が急激に伸び、9.7冊と高い水準となっています。1冊も本を読まなかった子どもも減少しています。

その背景には、「朝の読書」の広がりや各自治体による子ども読書活動推進のための様々な取組みが考えられます。

中学生については、2.8冊、高校生が1.5冊と、昨年並みの水準となっています。

また、「本を読んだ結果」という質問で、小・中・高校生それぞれ80%前後の子どもたちが「本を読むのは楽しいことがわかった」と感じています。また、小・中・高校生それぞれ40～50%の子どもたちが「家族や友達との話題が増えた」と回答しています。家族や友達と本のことを話題にして、会話が行われている現状が見られます。

（※）全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年6月上旬に実施。調査対象は選定基準により全国から求めた調査対象校に在学する児童・生徒のうち、各学年ごとに1学級を選定。調査方法は、クラスごとの集団質問紙法で、教諭が説明しながら回答を記入する逐次法で行われる。

2 PISA調査（※）の結果から

PISA2006年調査によると、日本の子どもたちの読解力は低下傾向を示していると指摘されています。ここでいう読解力には、①文章などから情報を探し出す ②解釈する ③自分の経験・知識に結びつけて評価する、の3つの側面があります。

読解力を育成していくために、読書環境という点から考えると、読書経験を増やし、物語の世界を想像したり書かれている事柄を分析したりする力を伸ばしていく機会をもつことが必要です。子どもたちが様々な読書活動を経験し、多様な読書経験を積み上げていくことができるような環境をつくっていくことが求められています。

（※）経済協力開発機構（OECD）が、各国の生徒が生活をしていくうえで必要な知識や技能を、義務教育終了時（15歳児）でどの程度身に付けているかを測定することを目的に、定期的実施する「国際学習到達度調査」のこと。

3 「世田谷区子ども読書活動推進計画 第1期行動計画」に取り組んで

世田谷区では、世田谷区のすべての子どもたちが、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、平成18年3月に「世田谷区子ども読書活動推進計画」を策定し、地域・学校・図書館などで、さまざまな施策の実現に取り組んできました。

第1期行動計画では、66項目（家庭や地域での取組み：16項目、図書館の取組み：25項目、学校での取組み：16項目、計画実現のための取組み：9項目）の取組みを定め、着実な取組みによって成果と課題を得ることができました。

具体的には、計画策定前より取組んできた「子ども関係事業」（おはなし会、乳幼児向けブックリストの活用など）を計画に位置付けることで、目標を明らかにし計画的に取り組む体制を整備しました。

また、家庭での読書活動の啓発のため毎月23日を「世田谷区家庭読書の日」と制定（平成18年11月より）したり、区役所内の子ども関係所管や読書活動団体（ボランティア団体、地域文庫など）との意見や情報交換の場として、「世田谷区子ども読書活動推進会（フォーラム）」を平成19年2月11日に開催するなど、子どもの読書活動の大切さを保護者や大人に啓発していくため、重点事業として取り組んできました。

（1）区立図書館では

世田谷区には、中央図書館と15の地域図書館があります。各図書館では、一般書とは別に子どもコーナーを設け、子どもたちができるだけ多くの本に直接触れ、親しむことができるよう様々な工夫を行っています。

区立図書館に利用登録している子ども（0歳～18歳）の数は、平成19年12月1日現在、約6.3万人であり、計画策定前の平成17年12月1日現在（約5.1万人）と比べて増加しています。この数は世田谷区の子ども人口の約半数にあたります。中でも小・中学生の年齢である7歳から15歳の登録は約66%と高い登録率になっています。

また、図書館では、子ども向けの行事として、おはなし会、人形劇、映画会、工作会などを開催しており、平成17年度は、全体で延べ17,932人（857回開催）の参加でしたが、計画策定後の平成18年度は、全体で延べ18,199人（978回開催）の参加に増えました。第2期行動計画においても、こうした行事を更に拡充させていくために、児童サービスを担当する職員の質的向上に加え、その担い手を増やすために、ボランティア育成のための事業への取組みを一層強めていく必要があります。

（2）区立学校では

平成15年度からは学校図書館法に基づき、12学級以上の学校に学校図書館司書教諭（兼務）を配置しています。また、これに先立ち、世田谷区では平成8年度から区独自に学校図書館事務臨時職員を全校に配置し、蔵書の管理や貸し出し活動など図書館運営に携わっています。

各学校では、担任による読み聞かせやブックトーク（※）、朝の読書の実施のほか、「お薦めの本」などのブックリスト作成、子ども同士の本の紹介や異学年・

異校種間の読み聞かせ、さらに、読書週間の設定や図書委員による読書集会など、読書に親しむための活動や時間を工夫して設定しており、学校図書館ボランティアの活動も年々活発になってきています。

また、平成15年度から全区立小・中学校で進めている「美しい日本語を世田谷の学校から」の取組みの中でも、学校や子どもの実態に応じ様々な実践が報告されております。この取組みの延長として平成16年度には、全国で初めて世田谷「日本語」教育特区の認定も受け、平成19年度より教科「日本語」の授業を開始しています。

今後、より一層子どもの読書活動が活性化されるよう、学校教育全体の中に読書を位置付け、指導を充実・改善していくことが不可欠となっています。

(※) 新しい分野への読書の動機付けとして、一つのテーマのもとに様々なジャンルから対象の年齢などを考慮して何冊かの本を紹介すること。

《図書館と図書室》

学校教育法施行規則では、第1条で「学校には、その学校の目的を実現するために必要な図書館または図書室の設備を設けなければならない。」と規定しています。一方、小学校設置基準で校舎に備えるべき施設は、「図書室」としていません。

「学校図書館」とは、学校図書館法で規定している施設設備です。第1条（目的）では、「学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。」としています。したがって、本計画では、法の目指すべき方向性も視野に入れて、「学校図書館」の呼称を用いてまいります。

(3) ボランティア活動は

学校図書館ボランティアによる読書活動は、平成16年度区立小学校58校(91%)でおはなし会や図書整理などの活動が行われるまでに拡大してきました。

また、地域のボランティアが、区立図書館12館でおはなし会に参加するなど、図書館とのつながりも深まりつつあり、今後、その活動の対象を小学生のみでなく、乳幼児や中学生などへ拡大したいという気運も高まりつつあります。

ボランティア同士のネットワークや学校・図書館・児童館などとの橋渡しを行う仕組みについても、「世田谷区子ども読書活動推進会」により芽が出始めているますが、まだ不十分な面もあり、第2期行動計画ではより活発な活動の広がりを目指して取組んでいく必要があります。

さらに、ボランティアの資質向上や人的な拡大は、個人や団体で自ら行うことには困難が伴うことから、おはなしボランティア養成講座などによるレベルアップや新たな参加の機会づくりが求められています。

IV 推進の方策

子どもたちが、進んで読書活動を行うための環境づくりは、子どもと関わるすべての大人たちが連携の基に進めることが不可欠です。

そのための方策は、家庭・地域、学校それぞれにおける取組みや、相互の連携・協力の取組み、また、それらを支える仕組みづくりの中で進める必要があります。このような視点から、この計画を推進するために、4つの方針を掲げます。

方針1 発達段階に応じた読書の機会を提供します

子どもたちが生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域、図書館、学校などそれぞれで、子どもの発達段階に応じた、子どもが本に出会い親しむ機会を提供する取組みを進めます。

方針2 子ども読書活動に関わる人を育てます

子どもの読書活動に関わる地域の人材の育成を図るとともに、子どもの読書活動に関わる教職員や関係所管の職員の意欲を高め、資質の向上を図ります。

方針3 子ども読書活動に関する理解や関心を深めます

子どもの読書活動の意義や大切さについて、保護者を始め、学校や子どもに関わる機関の教職員など、子どもを取り巻く大人の理解と関心が深められるよう普及・啓発の取組みを積極的に行っていきます。

方針4 地域ぐるみで読書活動を推進します

関係機関、地域で活動する団体や個人などが、これまで以上に連携・協力が図れるよう図書館や学校を中心にした地域ぐるみの推進体制を整備します。さらに、ボランティアやNPO（民間非営利組織）などの地域活動への支援や地域の人たちとの連携や協働による取組みを進めていきます。

以下、子どもの読書活動を具体的に推進するために、4つの方針に沿い、家庭・地域、図書館、学校、それぞれにおける推進の方策を掲げます。

1 家庭や地域での取組み

家庭や地域では、子どもが多くの本と出会う機会をつくり出し、読書のすばらしさや楽しさを体験できるよう発達段階に応じた取組みを行っていきます。

(1) 家庭では

近年、核家族化や少子化などの影響の下、家庭における生活形態の変化の中で、家庭が、子どもの豊かな情操を育むうえで必ずしも十分な役割を果たしているとはいえない状況が生まれています。

しかし、家庭は、子どもにとって一番身近な家族と読書の喜びをともにすることができ大切な場所です。そのため、子どもの読書習慣を形成するうえで大きな役割が期待されます。

(読書機会の提供)

子どもが、毎日の生活を通して読書習慣を身に付けるには、保護者が読み聞かせをしたり、面白い本を紹介したりするなど、読書への興味や関心を引き出し育てていかなければなりません。

そのためにも、まず、子どもたちに対して、保護者自身が読書を楽しむ姿を見せたり、読書についての楽しい話題づくりを行ったりしていくことから始める必要があります。

区は、子どもや保護者が、素晴らしい本や求める資料に出会えるよう図書資料や情報の提供機能を充実させ、家庭での読書活動を支援していきます。

《重点事業 1》「家庭読書の日」の制定

国は、4月23日を「子ども読書の日」と定め、全国的な啓発広報を行っていません。世田谷区は、平成18年11月より毎月23日を「家庭読書の日」とし、親子が本の楽しさを実感し、共通の話題づくりができるよう取組んできました。第2期行動計画でも引き続き「家庭読書の日」の普及・啓発活動を進めていきます。

(2) 保育園・幼稚園、児童館などでは

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期です。保育園・幼稚園、児童館などでは、遊びを通じて生き方・考え方を学びます。

そのため、保育園・幼稚園、児童館などでは、子どもの身近なところに読書のできる環境を充実していきます。また、読書の大切さなどについて保護者などが理解を深めるための働きかけや関係する機関相互の連携・協力を進めます。

さらに、民間の保育園などに対しても、子どもの読書活動に関するPRとともに、図書館の団体貸出やリユース図書の活用を働きかけていきます。

(読書機会の提供)

保育園・幼稚園、児童館など子どもと関わる施設では、むかし話や童謡を通して、子どもたちが読書の楽しさやことばのリズムを身をもって感じることができるよう、おはなし会を始めとした読書活動の取組みを充実します。

また、保護者にむけて発達段階や興味・関心に応じた資料を用意するとともに、子どもたちには絵本コーナーなど本に触れるスペースを充実します。

(読書活動に関わる人材の育成)

公私立を問わず幼稚園教員や保育士の資質向上のために実施する研修などで、子どもの読書活動支援についての意識啓発やスキルの向上を図ります。また、児童館や民間の子どもに関わる施設に対して、子どもに読書の魅力を伝えられるよう、読書活動に関する職員の資質向上のための研修や講習会を開催し、参加を呼びかけていきます。

(理解の促進)

子育て支援者や保護者に対して、読み聞かせや読書の楽しさ・大切さを理解してもらえるよう、子育てカレッジなどを始め様々な場や機会を活用して、情報提供や相談などの支援を行うとともに、読書活動に関するスキルの向上を図っていきます。

(地域ぐるみでの推進)

地域文庫(※1)・家庭文庫(※2)などの地域で自主的に子どもの読書活動に取り組む団体と連携・協力することにより、子どもが読書に親しめるよう、地域とともに子どもを育てる環境を整備します。

(※1) 地域の自治会や町内会、PTA、有志グループなどが組織的に設置し運営する子ども文庫

(※2) 個人の篤志家が、自宅を開放し、自己所有の児童図書を貸し出す形態の子ども文庫

(3) 世田谷文学館では

世田谷文学館は、子どもたちが生きた文学に直に触れ、新しい発見ができる場づくりに務めています。堅苦しい教養の場ではなく、むしろ生きた身近なメッセージとして文学作品を受け取り、楽しむために子どもの読書活動を推進する事業を計画的に実施していきます。

(読書機会の提供)

ア 絵本は子どもの豊かな心を育む読書の最初の一步です。子どもと良い絵本との出会いのために、「絵本原画展」や夏休み期間中のおはなし会を充実するとともに、親子で国内外の優れた絵本が楽しめるよう、絵本や紙芝居、指

人形のある「絵本コーナー」の充実を図ります。

イ 小・中学生の名作文学への橋渡しを目的として「パネル写真展」を実施するとともに、「移動文学館」として展覧会終了後のパネルの区内小・中学校への貸し出しを進めていきます。

ウ ジュニア世代の子どもたちを対象に実施している「土曜ジュニア文学館(※)」において、絵本やおはなしづくりなどに挑戦する体験型の〈わくわくワークショップ〉、作家やアーティストによる〈ブックトーク〉などのプログラムを用意することにより、本との出会いを提供しています。

(※) 毎月第2土曜日、小・中・高校生を対象にジュニア世代に人気の作家やアーティストによるブックトークや体験型講座、映画上映などが行われている。

エ 小・中・高校生によるお薦め本アンケート「ジュニア堂書店(※)」では、冊子を学校などに配付するほか、夏休み期間中にはコーナー展示を実施します。

(※) 世田谷文学館のミュージアムショップ内で、夏休み期間中、「ジュニア堂書店」をオープンして小・中・高校生が選んだ本を販売している。

オ 世田谷の作家と文学作品を紹介する常設展示室では、「探検ツアー」や「ムットーニのからくり劇場」のほか、ワークシートの活用など子どもたちが楽しみながら理解を深めることができる取組みを行います。

(読書活動に関わる人材の育成)

図書館と連携し、区内の幼・小・中学校で読み聞かせやおはなしのボランティア活動をしている方を対象に実施している「学校ボランティア講座」を充実していきます。

また、保育士、幼・小・中学校教員などを対象に行われる研修への支援を行うほか、地域で子どもの読書活動に取り組む人たちへの支援も実施していきます。

(理解の促進)

子どもにとっての読書の大切さやすばらしさについての理解を深める講演会を「文学サロン」などの事業を通して実施していきます。

また、子どもの読書活動についての理解と関心を深め、自主的な読書を行う意欲を高めるため、引き続き図書館との連携により、4月23日「子ども読書の日」記念事業を実施していきます。

(地域ぐるみでの推進)

地域文庫、家庭文庫など地域で自主的に子どもの読書活動に取り組む団体や、幼稚園、保育園、小学校などで子どもの読書活動に取り組むボランティアへの支援を学校や図書館と連携し進めていきます。

また、関係者の連携による新たな取組みの実施についても検討していきます。

2 図書館の取組み

図書館は、子どもが学校外で読書を楽しむことのできる大切な場所です。子どもの発達段階に応じた魅力的な資料を充実するとともに、各種行事や啓発活動を通じて、今まで図書館を利用していなかった子どもにも読書の楽しさを伝えていきます。

また、関係者間の連絡調整や地域の人材育成など、地域の子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っていきます。

(1) 図書館サービスの充実

(読書機会の提供)

ア ブックリストの活用

何を読んだらよいのか迷っている子どもや保護者などの本選びの手助けとなるよう、子どもの年齢や興味・関心に応じた質の高い本を選び、様々なテーマのブックリストを作成するとともに、子どもたちの読書意欲を引き出すよう配布方法も工夫していきます。

《重点事業 2》 ブックリスト活用の拡大

乳幼児健診時の「乳幼児パック (※)」の配布を徹底するとともに、各種テーマのブックリストを作成し、関係所管で配布します。また、医療機関などに対して「乳幼児パック」やブックリストの活用について働きかけていきます。

(※) 絵本や読み聞かせについての保護者へのメッセージとともに、乳幼児向け絵本のブックリスト「しゅっぱつしんこう」や図書館利用案内「としょかんへいこうよ」をパックにし、各総合支所健康づくり課で配布している。

イ おはなし会の充実

子どもと本の世界を自然に楽しく結びつける手段として、また、読書や図書館に親しみを持ってもらう機会として、定例おはなし会を充実していきます。さらに、乳幼児と保護者が読み聞かせや手遊びなどを通して楽しみを共有したり、保護者による読み聞かせの手助けとなるよう乳幼児向けおはなし会の拡充に取り組んでいきます。

《重点事業 3》 出張おはなし会及び乳幼児向けおはなし会の拡充

ボランティアなどの協力を得ながら、定例おはなし会や小学校2年生を対象に行っている出張おはなし会の対象年齢を拡大するとともに、乳幼児向けのおはなし会を拡大していきます。

ウ 資料の充実

多種多様な資料要求に応えられるよう、子どもたちの学習状況や興味・関心を敏感にとらえ、年齢や発達段階に応じた資料を計画的に収集し、図書館資料を充実していきます。

エ 本に親しむ行事の充実

季節行事などの各種行事の工夫により、楽しみながら本に親しむ機会を設けるなど、読書への関心を高めていきます。

オ 学校図書館への支援

調べ学習や総合的な学習の時間には多くの資料が必要となります。しかし、学校図書館の蔵書だけでは十分な調べものが行えない場合があります。

そのため、図書館では、各学校の様々な研究テーマに応じることができるよう、調べ学習用資料セットを充実させるなど団体貸出の機能の充実を始めとして、学校図書館の補完としての役割や支援を強化していきます。

また、学校図書館ボランティアを始め学校図書館に配置される職員の育成やレベルアップのための講座を開催するなど、学校図書館の運営の充実に向けた支援を行っていきます。

《重点事業 4》 団体貸出の充実

学校の読書活動を支援するため、調べ学習用資料セットの貸出や配送システムの整備など、学校を始め関係者と協議しながら団体貸出の充実に努めていきます。

カ 施設・設備の充実

子どもと保護者が、親子で読書を楽しんだり、読み聞かせのできるコーナーづくりを行います。また、授乳・おむつ交換ができるスペースの確保にも努めていきます。さらに、小・中学生の調べ学習において、図書館資料を活用することができるスペースを工夫するとともに、読書活動が減る傾向のある中・高校生に図書館を身近に感じてもらえるよう、中・高校生向け図書の実践や利用しやすい環境整備を進めていきます。

(2) 普及・啓発

(理解の促進)

今まで図書館を利用していなかった子どもたちや、図書館の利用に不案内な子どもたちに対し、読書の楽しさや大切さを理解してもらい、図書館への関心を持ってもらうために、「図書館見学会」や「図書館利用教室」など働きかけを工夫していきます。

また、保護者に対し、読書活動の大切さや子どもの本に関する知識や興味を深めるための啓発活動を行っていきます。

(3) 人材の育成

(読書活動に関わる人材の育成)

ア ボランティアの育成

ボランティアなど地域で子どもの読書活動に関わる人々に、講座や研修会など子どもの読書活動への理解の促進と資質の向上のための機会を提供し、人材発掘と育成のための取組みを進めていきます。

イ ボランティアの登録制度の制定

図書館や学校でおはなし会や読み聞かせなど読書に関わる活動を希望するボランティアの登録制度を設け、ボランティアとボランティアを必要とする施設の効果的な橋渡しを行います。

また、ボランティア相互の連携の強化が図れるような仕組みづくりを進めていきます。

《重点事業 5》ボランティアの育成

講座や研修会など人材発掘と育成のための取り組みや、活動を希望するボランティアの登録制度を設けることにより、活動の活発化を図ります。

(4) 地域との連携・協力

(地域ぐるみでの推進)

中央図書館は、計画の推進のための中心的な役割を担い、全区的な読書活動の拠点となっていきます。また、地域図書館は、地域の読書活動の拠点となるとともに、学校や児童館など地域の連絡・調整を行っていきます。

さらに、おはなし会を始め日本語の不便な帰国・外国人児童・生徒へのサービスや配慮を要する子どもへのサービスなどを充実し、読書活動の核としての役割を果たせるよう、地域のNPOやボランティアなどとの連携・協力を強化していきます。

ア 読書活動への支援

ボランティアや地域で子どもの読書活動に関わる人々に、資料や情報の提供などの支援を行うとともに、子育て支援事業と連携した啓発事業や、学校図書館と連携・協力した取組みを行っていきます。

また、地域の読書活動を支援するために、それぞれの関係者と協議を行いながら団体貸出サービスを充実していきます。

イ 連絡調整機能の強化

学校、幼稚園、保育園、児童館、地域文庫などの連絡・調整を行うとともに、図書館の地域における読書活動コーディネーターとしての機能を強化していきます。

ウ 読書活動に取り組む主体の拡大

P T Aや青少年委員会などに対し、家庭教育学級(※)や青少年委員活動において、読み聞かせや読書についての講演会の開催など、読書活動に関する取組みを盛り込むよう働きかけ、家庭や地域で積極的に読書活動に取り組む主体を拡大していきます。

また、青少年地区委員会や高齢者クラブなど地域で活動する団体に働きかけを行うことで、本を媒介とした子どもと大人の交流の場を広げていきます。

(※) 親と子のあり方、学校・地域の結びつきなど家庭教育に関する諸問題をともに学習する場として、区立の幼稚園、小・中学校で各P T A連合体に委託して実施している。

3 学校での取組み

学校は、日々子どもたちが通い多くの時間を過ごす場所であり、子どもたちの読書への関心や読書意欲を高めるための働きかけを行うには絶好の環境にあります。

区立小・中学校では、子どもたちの読書習慣を培うための読書指導の充実と学校図書館の充実などを中心に取組みを進めていきます。

(読書機会の提供)

(1) 読書指導の充実

読書は、あくまで自発的な行為です。児童・生徒が、それぞれのその時期に適した読書経験を積み重ね、読書を通して、豊かに生きる力を身につけられるよう、一人ひとりの読書意欲を高める読書指導を充実します。

また、各学校の状況に応じて読書活動に取り組むとともに、本を読むことによって、思考力や想像力などを高め、読む力や書く力さらにこれらを基礎とする言語に関する能力を涵養できるよう、様々な機会を利用して読書指導の充実を図ります。

ア 読書活動を推進していくための読書活動年間指導計画を各学校で作成し、計画的な指導を実現していきます。

イ 各教科などにおける学習資料として必要な資料の一覧表を中央図書館で作成し、教職員に配布することによって、学校図書館を学習活動に活用できるよう進めていきます。

ウ 子どもの興味・関心に応じたレファレンス活動ができるよう、各学校においてテーマ別の図書資料一覧表を作成し、学校図書館に設置するなど、レファレンス活動の充実を図ります。

エ 各学校の取組みや先進的な学校の実践をもとに、教育委員会事務局において読書活動指導事例集を作成し、各学校への配布や研修会での活用を通して、子どもの読書活動の充実の参考としていきます。

オ 読書活動の指導の充実に向けた授業公開や専門家による講演会などを学校図書館司書教諭等研修に位置付けていきます。

カ 図書館や保育園、幼稚園、小学校、福祉施設などでの中学生による読み聞かせなど、中学生読書ボランティア体験の場をより広げ、読書活動の範囲を広げていきます。

(2) 学校図書館の充実

学校図書館は、児童・生徒の読書活動を支える「読書センター」と、調べる学習活動を支える「学習・情報センター」としての機能をもつ場所です。

学校図書館の蔵書管理や貸し出し活動などの条件整備などを進め、一人ひ

りの読書活動を培うために活用される学校図書館の充実を行っていきます。

ア 学校図書館は、総合的な学習の時間や日々の調べ学習などに活用されていますが、必ずしも全ての学校が満足できる蔵書数が確保されていない状況です。今後、学校図書館図書標準（※）に沿って蔵書数を充実していきます。

（※）平成5年、国は、「学校図書館図書整備新5カ年計画」を策定し、学校図書館の図書を1.5倍にする学校図書館充実施策を実施し、同時に、この計画の実施にあたり、図書の量的な裏付けとなる基準として「学校図書館図書標準」を設定しました。

イ 学校図書館運営にコンピューターを導入することにより、蔵書管理及び資料検索などの利便性向上を図っていくことを検討します。

ウ 各学校の蔵書管理の標準化や各学校と区立図書館との図書資料の相互利用を目指します。

《重点事業 6》 学校図書館のコンピューター活用とネットワークづくり

蔵書管理や貸し出し活動、学校間での資料の相互利用、区立図書館とのネットワーク化など、関係する所管による検討組織を設置し、効果的な物流の仕組みや望ましいコンピューター活用についての検討を進めます。

エ 「学校図書館運営マニュアル」を改訂し、各学校で活用を図ることで学校図書館運営を充実していきます。

オ 中学校における図書委員会活動において、その活動成果を共有することにより、各学校の図書館運営に活かしていきます。

カ 学校図書館運営にかかわる学校図書館司書教諭、学校図書館担当教諭、学校図書館事務臨時職員、学校図書館ボランティアの役割を明確にし、連携・協力体制をより密にしていきます。

《重点事業 7》 学校図書館司書教諭の全校配置

学校図書館の活性化や読書指導の充実のために、学校図書館司書教諭の全校配置を目指し、学校図書館運営の中心として位置付けます。

キ 学校図書館ボランティアの協力を得て、学校図書館の利用範囲の拡大や読み聞かせなどの活動を通じて、地域への開放に努めます。

（読書活動に関わる人材の育成）

学校図書館を利用した教育活動の充実を図り、教職員の理解と協力体制を確立するために、学校図書館司書教諭に対する研修を充実していきます。

また、読書活動や学校図書館運営の充実を目指し、学校図書館ボランティア

など各学校を取り巻く多くの地域の人材が活動する場を増やしていきます。

ア 学校図書館担当教職員対象の研修

学校図書館を利用した教育活動の充実を図るため、「学校図書館司書教諭等研修」を充実し、学校図書館運営などについての研修を進めます。

イ 教科等研修「学校図書館」

学級・学年で行う読書活動の実践について、実技研修や指導事例紹介などを通して、研修を重ねていきます。

《重点事業 8》 学校図書館活動推進に向けた研修の充実

平成17年度発足した「学校図書館司書教諭等研修」や教科等研修「学校図書館」を、読書指導の充実のための教職員の協力体制構築や学校間のネットワークづくり、開かれた学校図書館づくりを進めるための機会となるよう、より一層の充実を図っていきます。

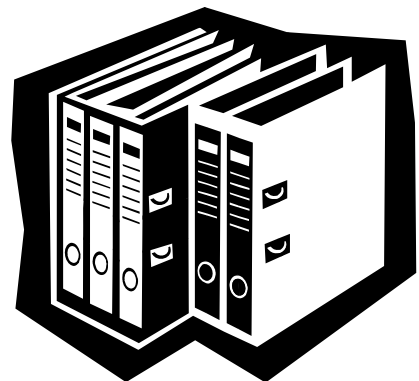
(理解の促進)

保護者会や学校だよりの活用や「家庭読書の日」における広報活動などを通して、保護者の読書への理解と関心を深めていきます。また、各学校での取り組みについて、その効果などの実践紹介や報告を行う場を設けていきます。

(地域ぐるみでの推進)

総合的な学習の時間などの調べ学習で、児童・生徒が主体的・意欲的に学習活動が行えるよう、区立図書館など関係所管の活用と連携・協力を図っていきます。

また、関係所管や地域ボランティアに積極的に情報提供を行い、学校図書館ボランティアなど各学校をとりまく多くの地域の方々との協力による開かれた学校図書館運営を目指していきます。



4 計画実現のために

子どもの読書活動を推進していくためには、家庭、地域、学校、図書館など子どもと接する様々な機関の読書環境を充実することとともに、関係する機関がこれまで以上に連携・協力し、地域ぐるみで子どもの読書環境の整備を進めていくことが不可欠です。

また、計画の実現には、計画の的確な進行管理が重要になります。さらに、計画に沿って進んでいかない項目について、その要因を見極め、改善していくための連携・協力の体制が必要です。

(1) 「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」の開催

《重点事業 9》「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」の開催

地域ぐるみで、子どもの読書環境を整備していくために、学校、区関係所管、地域の活動団体など子どもの読書活動を推進する関係者からなる「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」を発足させ、問題点や課題の共有を図ります。

(2) 中央図書館の調整機能の拡充

《重点事業 10》中央図書館の調整機能の拡充

子どもの読書活動推進のために、計画実現に向けた関係者間の連携のための連絡・調整やこの計画に基づく各施策の計画的な進行管理を行うための機能を中央図書館が担っていきます。

(3) 連携・協力の強化

図書館と学校、幼稚園、保育園、児童館などの関係機関が、定期的な連絡会や合同研修会を行うことにより、地域の連携・協力を強化していきます。

また、NPOやボランティア、世田谷文学館や区内の大学などと連携・協力することにより、新たな事業に取り組んでいきます。

V 行動計画 (平成20年度～23年度 第2期)

ここでは、計画推進のための4つの方針に沿い、家庭・地域、図書館、学校、それぞれが取組む行動計画の第2期として、平成20年度から23年度までの具体的な取組みを明らかにし、重点事業については、平成23年度の最終目標を示しています。

第2期行動計画の特徴

- (1) 第1期行動計画の10の重点事業を引き続き重点事業として位置付け、平成23年度までの計画目標を定め、重点的に取組んでいきます。
 - ① おはなしボランティアの育成や活用について、より一層充実を図っていきます。「ボランティア登録制度の制定」については、重点的な取組みとして「ボランティアの育成」の中で取組んでいきます。
 - ② これまで以上に、図書館と学校・幼稚園・保育園・児童館などの子ども関係部署や施設との連携強化に努めていきます。
- (2) 第1期行動計画の56の〈取組み〉については、現況を踏まえた変更により、55の〈取組み〉とし、効率的に取組んでいきます。

1 家庭や地域での取組み

(1) 家庭

家庭では、子どもが、読書への関心や親しみが持てるよう、保護者が子どもへ読み聞かせをしたり、読書についての楽しい話題づくりが期待されます。

そのために、区は、子どもや保護者が、素晴らしい本や求める資料に出会えるよう図書資料や情報の提供などを通じて家庭での読書活動を支援するとともに、「家庭読書の日」を制定し、親と子が本の楽しさを実感し、共通の話題づくりができるよう取組みを進めていきます。

①【充実】「家庭読書の日」の普及・啓発（※）（機会の提供）（理解の促進）

毎月23日の「家庭読書の日」を通じて、親と子が本の楽しさを実感し、共通の話題づくりができるよう普及・啓発活動を進めていきます。

（※）平成18年11月より、毎月23日を「世田谷区家庭読書の日」と制定しました。

重点事業	1	事業名	「家庭読書の日」の制定	所管部課	中央図書館
事業内容	毎月23日を「家庭読書の日」と制定し、家庭での読書活動推進のために普及・啓発を行う。				
年次計画	現況	20年度	21年度		
	・「家庭読書の日」の普及・啓発の取組み（標語募集・ポスター）	・「家庭読書の日」の普及・啓発の取組み ・親子読書体験会等の実施検討 ・家庭での読書活動についての調査・分析	・「家庭読書の日」の普及・啓発の取組み ・親子読書体験会等の実施検討 ・家庭での読書活動についての調査・分析		
	22年度	23年度計画目標			
	・「家庭読書の日」の普及・啓発の取組み ・親子読書体験会等の実施検討 ・家庭での読書活動についての調査・分析	・家庭読書の日を意識した家庭での様々な活動の普及・啓発 ・親子読書体験会など家庭での読書活動の成果を発表			

(2) 保育園・幼稚園

①【充実】読み聞かせの実施（機会の提供）

日常的に絵本や物語に親しむ機会を作り、季節行事や様々な取組みの中で読み聞かせを有効に活用し、園児の想像力を育むよう努めます。

②【充実】読書スペースの充実（機会の提供）

発達や興味・関心にあった絵本、物語、図鑑などを整備し、子どもたちが絵本を楽しめるコーナーの設置など、読書スペースの充実を図っていきます。

③【充実】保護者への啓発（理解の促進）

「園だより」などで活動の様子を知らせ、本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えていくとともに、保護者対象の絵本講座などを通じて啓発を進めます。

④【充実】ボランティアなどとの連携・協力（機会の提供）（地域ぐるみの推進）

地域のボランティアとの連携により、読み聞かせやストーリーテリング(※)などの充実を図ります。また、小・中・高校生による読み聞かせなどを取り入れることにより、園児の読書への楽しみをより一層高めていきます。

さらに、こうした読書ボランティア体験を通じて、小・中・高校生が子どもとのふれあいの大切さを学ぶ機会の提供に努めていきます。

(※) お話（物語）を覚えて語って聞かせることで、「素話」とも言います。

(3) 児童館

①【充実】おはなし会などの充実（機会の提供）

機会をとらえ、おはなし会や読み聞かせを充実していきます。

②【充実】施設・設備の充実（機会の提供）

子どもたちが読書を楽しめるコーナーの整備など、読書スペースの充実を図るとともに、図書館の団体貸出やリユース図書を活用し、図書コーナーを充実します。

③【充実】保護者への啓発（理解の促進）

「児童館だより」などで活動の様子を知らせ、本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えていくとともに、子育てひろば事業(※)における保護者対象の絵本講座を開催するなど啓発活動を充実していきます。

(※) 子育て中の親と乳幼児を対象に、育児講座、親子体操、サークル活動など仲

間づくりの場としての機能と、子育て不安などへの相談機能を兼ね備えた、子育てひろば事業を児童館で行っています。

④【充実】ボランティアなどとの連携・協力(機会の提供)(地域ぐるみの推進)

地域のボランティアや小・中・高校生による読み聞かせなどにより、子どもの読書への意欲と関心をより一層高めていきます。

(4) 健康づくり課(※1)

①【充実】「乳幼児パック(※2)」の配布(機会の提供)(理解の促進)

図書館が作成する「乳幼児パック」を配布するとともに、乳幼児健診時にブックリストの活用のための説明を行うなど、ブックリストが有効に活用されるよう働きかけていきます。

(※1) 組織改正のため、平成18年度より保健福祉センターはなくなり、乳幼児健診などの事務は各総合支所健康づくり課の所管となっています。

(※2) 絵本や読み聞かせについての保護者へのメッセージとともに、乳幼児向け絵本のブックリスト「しゅっぱつしんこう」や図書館利用案内「としょかんへいこうよ」をパックにし、各総合支所健康づくり課で配布しています。

②【充実】「絵本コーナー」の設置(機会の提供)(理解の促進)

乳幼児健診会場への「絵本コーナー」の設置に努めていきます。

③【充実】母親学級などへの啓発(理解の促進)

これから母親や父親になる方に、絵本に興味を持ち始める乳児期から、保護者による読み聞かせが大切であることなどの理解を促すため、母親学級などを通じて啓発活動を行っていきます。

(5) 世田谷文学館

①【充実】利用の促進(機会の提供)

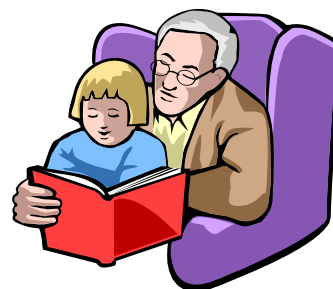
子どもの読書意欲を高めるための企画展を開催するとともに、「土曜ジュニア文学館」、「ジュニア堂書店」など子どもが楽しみながら読書に親しめる事業の充実を図ります。

②【充実】学校との連携(機会の提供)(地域ぐるみの推進)

学校での「移動文学館」を拡大するとともに、世田谷ゆかりの作家などに関する貴重な文学的資源を活用し、子どもの読書活動推進の拠点のひとつとして、小・中学校の世田谷文学館の積極的な活用を図っていきます。

③【充実】図書館との連携(理解の促進)(人材の育成)(地域ぐるみの推進)

子ども読書の日記念事業、文字・活字文化振興のための取組み、学校ボランティア講座など図書館との共催事業を通して、保護者への啓発活動やボランティアの育成のための研修を充実していきます。



2 図書館の取組み

(1) 図書館サービスの充実

①【充実】児童図書の充実（機会の提供）

子どもの年齢や発達段階に応じて、物語や調べ物のための資料を計画的に収集し、充実させます。

②【充実】ブックリストの配布（機会の提供）（理解の促進）

「しゅっぱつしんこう（※1）」「としょかんへいこうよ（※2）」などに加え、年齢や目的に合ったテーマ別のブックリストを作成し配布します。また、関係機関での活用を働きかけ、子どもや保護者への啓発を行うとともに、小児科などの医療機関等に対しても活用を働きかけていきます。

（※1）乳幼児向け絵本のブックリスト （※2）子ども向け図書館利用案内

重点事業	2	事業名	ブックリスト活用の拡大	所管部課	中央図書館 健康づくり課
事業内容	「乳幼児パック」配布を徹底し、各種ブックリストを関係機関で配布するほか、医療機関等での活用を働きかける。				
年次計画	現況	20年度	21年度		
	・乳幼児健診で、乳幼児パックを配布。（区内5総合支所健康づくり課） ・乳幼児パック配布場所の拡大検討（保育園・児童館・幼稚園等の子ども関係施設） ・ブックリストの医療機関（小児科・歯科医院等）への配布検討	・乳幼児健診での乳幼児パック配布を継続していく。 ・乳幼児パック配布場所の拡大（保育園・児童館・幼稚園等の子ども関係施設） ・ブックリストの医療機関（小児科・歯科医院等）への配布	・乳幼児健診での乳幼児パック配布を継続していく。 ・乳幼児パック配布場所の拡大（保育園・児童館・幼稚園等の子ども関係施設） ・ブックリストの医療機関（小児科・歯科医院等）への配布		
	22年度	23年度計画目標			
	・乳幼児健診での乳幼児パック配布を継続していく。 ・乳幼児パック配布場所の拡大（保育園・児童館・幼稚園等の子ども関係施設） ・ブックリストの医療機関（小児科・歯科医院等）への配布	・区施設、医療機関を通じて、保護者に児童図書選びの情報を提供していく。			



中央図書館での「あかちゃん向けおはなし会」の様子

③【充実】おはなし会の充実（機会の提供）（理解の促進）

定期的に行っているおはなし会を、開催日の拡大や乳幼児向けなど年齢に応じた開催などにより充実するとともに、小学校2年生を対象に行っている「出張おはなし会」(※)の他学年への拡大を進めます。

(※) 読み聞かせやストーリーテリングなどをおして、子どもたちの読書や図書館への関心を高めるとともに、学校と図書館との連携・協力体制を築くことを目的に行っています。

重点事業	3	事業名	出張おはなし会及び乳幼児向けおはなし会の拡充	所管部課	中央図書館
事業内容	ボランティアなどの協力を得ながら、おはなし会の対象年齢を拡大する。				
年次計画	現況	20年度	21年度		
	・全館で週1回おはなし会を実施 ・乳幼児向けおはなし会の実施(実施館9館) ・ボランティアによるおはなし会の実施(実施館12館)	・乳幼児向けおはなし会の充実(実施館の拡大) ・出張おはなし会の対象学年の拡大検討 ・ボランティアによる実施館の拡大	・乳幼児向けおはなし会の充実(実施館の拡大) ・出張おはなし会の対象学年の拡大 ・ボランティアによる実施館の拡大		
	22年度	23年度計画目標			
	・乳幼児向けおはなし会の充実(実施館の拡大) ・出張おはなし会の対象学年の拡大 ・ボランティアによる実施館の拡大	・乳幼児向けおはなし会の全館実施(16館) ・ボランティアとの連携によるおはなし会の全館実施(16館) ・出張おはなし会の対象学年の拡大			

④【充実】相談機能の充実（機会の提供）

子どもが読みたい本を探すときや、小・中学校の調べ学習のときなどに、図書館を効果的に活用できるよう、図書館の利用案内を充実します。

また、調べ学習や夏休みの課題などに対応するため、テーマ別リストや出版情報を学校に提供するほか、夏休み期間中などの「特別相談コーナー」の設置など相談機能の充実を図ります。

⑤【充実】団体貸出の充実（機会の提供）（地域ぐるみの推進）

学校、保育園、地域文庫などの読書活動を支援するため、調べ学習用資料セットの貸出や配送システムの整備など、団体貸出の充実を図っていきます。

重点事業	4	事業名	団体貸出の充実	所管部課	中央図書館
事業内容	学校図書館への支援の充実や地域の読書活動の支援のため、団体貸出の充実を行う。				
年次計画	現況	20年度	21年度		
	・団体貸出センター：冊数無制限1年以内での貸出（時期により配送あり） ・読書会用図書の貸出（45日以内） ・団体貸出：各館200冊90日以内（配送なし） ・学校図書館配送実施：1テーマ60冊4週間まで	・学校図書館担当職員などとの連絡会の実施 ・団体貸出の充実 ・調べ学習用資料セットの充実 ・学校図書館配送の活用推進	・学校図書館担当職員などとの連絡会の実施 ・団体貸出の充実 ・調べ学習用資料セットの充実 ・学校図書館配送の活用推進		
	22年度	23年度計画目標			
	・学校図書館担当職員などとの連絡会の実施 ・団体貸出の効果的な活用の推進 ・調べ学習用資料セットの活用の拡大 ・学校図書館配送の活用推進	・学校図書館活動の活性化 ・団体貸出の効果的な活用の推進 ・調べ学習用資料セットの活用の拡大 ・学校図書館配送の活用推進			

⑥【充実】中・高校生へのサービス（機会の提供）

中・高校生向け資料コーナーの設置や、関心の高いテーマ本の展示など、中・高校生が利用しやすい環境づくりに努めます。

⑦【充実】帰国・外国人児童・生徒など日本語の不便な児童・生徒へのサービス（機会の提供）

外国語版利用案内の作成や、外国語図書の収集・提供の充実に努めます。また、ボランティアの協力を得て、おはなし会などの取組みを充実していきます。

⑧【充実】図書館の利用に配慮を要する子どもへのサービス（機会の提供）

点字本やデージー図書（※）など資料の収集に努めていくとともに、障害など配慮を要する子どもに対し、ボランティアや他の機関の協力を得て、図書館サービスの利用を働きかけていきます。

また、病院や福祉施設、養護学校等と協力し、図書館の利用が困難な子どもへのサービスの充実を図ります。

（※）視覚障害者のために図書を朗読し、CD-ROMに録音したものです。再生には、専用のプレーヤーかパソコンが必要です。

(2) 人材の育成

①【充実】子どもサービス担当職員の育成（人材の育成）

館内研修の充実とともに、都立図書館での研修や大学・NPOなどが開催するセミナー・学習会への参加により、子どもサービス担当者の専門性(子どもや子どもの本に対する知識、選書力、子どもに本を紹介する技術、関係機関との連絡・調整能力など)の向上を図ります。

また、専門的知識や技術を持った職員の適切な配置に努めます。

②【充実】ボランティアの育成（人材の育成）（地域ぐるみの推進）

子ども読書活動に関わる人々に、子どもの読書活動に関する情報提供やボランティア養成講座などを行うとともに、おはなし会など活動の機会を提供していきます。

また、ボランティアの登録制度を設け、ボランティアを必要とする施設への効果的な橋渡しを行うとともに、ボランティア相互の連携の仕組みづくりを進めていきます。

重点事業	5	事業名	ボランティアの育成	所管部課	中央図書館
事業内容	講座や研修会開催などによりボランティアの発掘・育成を行うとともに、ボランティア登録制度の制定及びボランティア相互の連携づくりにより、ボランティア活動の活性化を図る。				
年次計画	現況	20年度		21年度	
	・学校おはなしボランティア講座（初級・中級）を中央図書館で実施 ・地域活動するおはなしボランティア養成講座を中央図書館で実施	・学校おはなしボランティア講座の実施 ・地域活動するおはなしボランティア養成講座の実施 ・子ども関連施設職員との交流 ・ボランティアの交流の場の拡充 ・ボランティア登録制度の検討		・学校おはなしボランティア講座の実施 ・地域活動するおはなしボランティア養成講座の実施 ・子ども関連施設職員との交流 ・ボランティアの交流の場の拡充 ・ボランティア登録制度の制定	
	22年度	23年度計画目標			
	・学校おはなしボランティア講座の実施 ・地域活動するおはなしボランティア養成講座の実施 ・子ども関連施設職員との交流 ・ボランティアの交流の場の拡充 ・ボランティア登録制度による活用の促進	・全校における学校図書館ボランティア活動の活性化			

(3) 啓発・広報

①【充実】見学会や利用教室の開催（理解の促進）

図書館の利用に不案内な児童・生徒に対し、図書館への関心を高めたり、上手な利用方法を知ってもらうため、図書館見学会を開催します。

また、基本的な図書館利用案内のほか、資料の活用方法や調べ物に役立つ図書館利用教室を開催します。

②【充実】中・高校生への働きかけ（理解の促進）

本の魅力や活用方法などを知ってもらうために、中学生向けのブックトークを実施するほか、読書活動の大切さや図書館の役割を理解してもらうために、現在小学生を対象に実施している「一日図書館職員」の中・高校生への拡大や、おはなし会での読み聞かせのボランティア体験などを実施していきます。

また、中・高校生による職場体験も、積極的に受け入れていきます。

③【充実】保護者への啓発活動（理解の促進）

子どもの発達段階に応じ、保護者対象の事業を実施している機関に働きかけ、保護者に対する啓発活動を行っていきます。

- ・乳児 「乳幼児パック」の配布事業、子育てひろば事業
- ・幼児 子育てひろば事業、家庭教育学級
- ・小学生 家庭教育学級
- ・中学生 家庭教育学級

④【新規】「(仮称)子ども図書館ホームページ」の開設（理解の促進）（機会の提供）

子どもがインターネットを通じて、図書館の利用案内や行事案内、本の紹介などに接することができるよう、子どもが親しみやすい「(仮称)子ども図書館ホームページ」の開設に向けた取組みを進めていきます。

(4) 地域ぐるみの推進

①【充実】子育て関連施設との連携（地域ぐるみの推進）（理解の促進）（機会の提供）

区内の子育て関連施設と連携し、現在実施している「乳幼児パック」の配布に加え、親子を対象にしたおはなし会やブックトーク等の実施を進めていきます。

②【充実】学校との連携（地域ぐるみの推進）

新刊本や推薦図書のリスト配布などによる情報提供や、授業などで図書館を利用する場合などの情報交換がきめ細かく行えるようにしていきます。

また学校図書館担当教職員と定期的に連絡会を開催し、協力体制の整備に努めます。

③【充実】区内大学などとの連携（地域ぐるみの推進）

中・高校生や教職員などの大学図書館の利用の促進や、大学図書館と区立図書館の資料の相互利用など、区内の大学に働きかけていきます。

また、大学を通じて大学生に対し、地域や区立図書館での読書ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

④【充実】リユース図書の提供（地域ぐるみの推進）

学校、幼稚園、保育園、児童館など地域の読書活動に関わる施設・団体の図書を充実していくために、リユース図書や寄贈図書を積極的に提供していきます。

⑤【充実】地域活動団体への情報提供支援（地域ぐるみの推進）（理解の促進）

地域文庫・家庭文庫などの地域で自主的に子どもの読書活動に取り組む団体に対し、ブックリストなどの啓発資料の提供や子どもの読書に関する情報提供を行うとともに、交流会の開催など相互の連携を図るための支援を行っていきます。

⑥【充実】地域の活動団体の広報活動支援（地域ぐるみの推進）（理解の促進）

身近な読書のできる場としての紹介や団体の活動、イベントの案内、人材募集など、地域の読書活動団体の広報紙を図書館で配布するなど広報活動を支援していきます。

⑦【充実】活動主体や活動の輪の拡大（地域ぐるみの推進）（理解の促進）（機会の促進）

まちづくり出張所や社会福祉協議会などと連携を図り、町会・自治会活動、ふれあい活動など様々な地域活動に、読み聞かせやおはなし会など本を媒介とした子どもと大人の交流の機会を広げていきます。

3 学校での取組み

（1）読書活動の推進

①【充実】読書活動年間指導計画に基づく読書活動の推進（機会の提供）（理解の促進）

読書活動年間指導計画に基づき、校務分掌に読書活動に関わる内容を位置付け、学校全体で取組んでいきます。

②【充実】読み聞かせなどの充実（機会の提供）（地域ぐるみの推進）

読み聞かせやブックトーク、パネルシアター（※）など児童・生徒の興味、関心を高める工夫を行うために、PTAや学校図書館ボランティアとの連携・協力を進めていきます

（※）パネル布またはフランネル地をベニヤ板などに張りつけて舞台を作り、表現したいものを不織布で絵人形にし、パネルに貼ったり、取ったりしながらお話を進めていく手法をいいます。

③【充実】配慮を要する児童・生徒の読書活動の推進（機会の提供）

児童・生徒の障害の状態や特性などを考慮し、教師やボランティアなどによる読み聞かせの実施、パネルシアター・さわる絵本（※）など図書資料選定の工夫、視聴覚機器の活用などにより、読書することへの意欲の向上を図ります。

（※）視覚障害児のために、布・ビニールや毛皮などの素材により、実物に似たかたちに切り抜いたものを貼り付け、触覚によって鑑賞させることを目的としてつくられた絵本のことです。

④【充実】帰国・外国人児童・生徒の読書活動の推進（機会の提供）

学校における教科指導や日常生活の指導など様々な機会において、一人ひとりの子どもの実態に応じた資料提供ができるよう整備を行います。

（2）学校図書館の充実

①【充実】学校図書館の蔵書の充実（機会の提供）

図書費の確保とともに、選書の充実や寄贈・リユース本などの活用により、読書活動、調べ学習などに対応するための資料の充実を図ります。

②【充実】施設・設備の充実（機会の提供）

児童・生徒にとって利用しやすい学校図書館とするために、必要に応じて施設・設備の充実を図ります。

③【充実】学校図書館のコンピューター活用とネットワークづくり（機会の提供）

学校図書館でのコンピューター活用や学校間での資料の相互利用、学校教諭と区立図書館職員との交流促進など、学校と区立図書館との人的・物的な望ましいネットワークづくりを検討します。

重点事業	6	事業名	学校図書館のコンピューター活用とネットワークづくり	所管部課	教育指導課、学務課、中央図書館、教育相談・特別支援教育課
事業内容		蔵書管理や貸し出し活動、学校間での資料の相互利用、区立図書館とのネットワーク化など、関係する所管による検討組織を設置し、効果的な物流の仕組みや望ましいコンピューター活用を検討する。			
年次計画	現況		20年度	21年度	
	・学校の実態調査の準備 ・関係所管との打ち合わせ		・学校の実態調査の実施 ・学校図書館と区立図書館との望ましい人的・物的なネットワークを構築するための検討会の設置 ・実現可能な人的・物的なネットワークを構築するための検討 ・学校におけるコンピューター活用の実態の把握 ・学校間及び区立図書館との資料の相互利用などのネットワーク像の検討	・学校図書館と区立図書館とのネットワーク基本構想の確立 ・新しいネットワーク基本構想による人的・物的な交流促進などの検討	
	22年度		23年度計画目標		
	・学校図書館と区立図書館とのネットワーク基本構想に基づき、人的・物的な交流促進及び機会の拡大を図っていく。		・学校図書館と区立図書館との新しいネットワークの活用による学校図書館活動の活性化		

④【充実】学校図書館運営マニュアルの活用（機会の提供）

「学校図書館運営マニュアル」を改訂し、全校の学校図書館運営に活用します。

⑤【充実】学校図書館司書教諭の全校配置（機会の提供）

全校に学校図書館司書教諭を配置することを目指し、学校図書館司書教諭を中心とした読書活動を推進していきます。

重点事業	7	事業名	学校図書館司書教諭の全校配置	所管部課	教育指導課
事業内容		学校図書館司書教諭の全校配置を目指す。			
年次計画	現況		20年度	21年度	
	・小学校 60 校、中学校 25 校に学校図書館司書教諭を発令		・学校図書館司書教諭の全校配置を目指す。	・学校図書館司書教諭の全校配置を目指す。	
	22年度		23年度計画目標		
	・学校図書館司書教諭の全校配置を目指す。		・全校における学校図書館司書教諭を中心とした読書活動の充実		

⑥【充実】学校図書館の地域開放（機会の提供）

学校図書館ボランティアの協力を得て、学校図書館の利用範囲の拡大や子育て家庭への支援としての開放に努めます。

(3) 人材の育成

①【充実】研修の充実（人材の育成）

平成17年度より実施している「学校図書館司書教諭等研修」及び教科等研修「学校図書館」をさらに充実します。

重点事業	8	事業名	学校図書館活動推進に向けた研修の充実	所管部課	教育指導課
事業内容	「学校図書館司書教諭等研修」や教科等研修「学校図書館」を、読書指導の充実のための教職員の協力体制構築や学校間のネットワークづくり、開かれた学校図書館づくりを進めるための機会となるよう、より一層の充実を図る。				
年次計画	現況	20年度	21年度		
	・「学校図書館司書教諭等研修」及び、教科等研修「教科日本語」（学校図書館活動を含む）を実施	・「学校図書館司書教諭等研修」及び教科等研修「学校図書館」の改善・充実 ・地域図書館や学校図書館ボランティアとの協力体制の充実	・「学校図書館司書教諭等研修」及び教科等研修「学校図書館」の改善・充実 ・地域図書館や学校図書館ボランティアとの協力体制の充実		
	22年度	23年度計画目標			
	・「学校図書館司書教諭等研修」及び教科等研修「学校図書館」の改善・充実 ・地域図書館や学校図書館ボランティアとの協力体制の充実	・活力ある学校図書館活動の推進			

(4) 啓発・広報

①【充実】保護者への啓発（理解の促進）

保護者会や学校だよりの活用、保護者対象の講演会の開催などを通して、保護者の読書への関心と理解を深めていきます。

(5) 連携・協力

①【充実】図書館との連携と活用（地域ぐるみの推進）（機会の提供）

総合的な学習の時間や調べ学習で、児童・生徒が主体的な学習活動が行えるよう、区立図書館の利用案内を行うほか、団体貸出の活用、夏休みに薦める本の共同選定、近隣図書館への図書館見学、出張おはなし会の開催など、教育活動における図書館の活用と連携・協力を一層推進していきます。

4 計画実現のための取組み

①【充実】「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」の開催(地域ぐるみの推進)

学校、区関係所管、活動団体など子どもの読書活動を推進する関係者からなる「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」を設置し、連携・協力の具体的な方策の検討や関係者間の意見・情報交換などを行います。

重点事業	9	事業名	「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」の開催	所管部課	中央図書館
事業内容		連携・協力のための具体的な方策の検討や情報交換のための「(仮称)世田谷区子ども読書活動推進会」を定期的に開催する。			
年次計画	現況	20年度		21年度	
	・「子ども読書活動推進フォーラム」実施 (第1回:平成19年2月11日) (第2回:平成20年2月16日)	・子ども読書活動推進会の開催 情報交換、課題の共有、 連携の検証・改善		・子ども読書活動推進会の開催 情報交換、課題の共有、 連携の検証・改善	
	22年度	23年度計画目標			
	・子ども読書活動推進会の開催 情報交換、課題の共有、 連携の検証・改善	・子ども読書活動推進会の活発な活動によるボランティア相互の連携の推進			

②【充実】調整機能の充実(地域ぐるみの推進)

子どもの読書活動推進のため、定期的な子どもの読書に関する実態調査の実施や、関係者間の連絡・調整などを通じ、この計画に基づく各施策の計画的な進行管理を行っていきます。

重点事業	10	事業名	調整機能の充実	所管部課	中央図書館
事業内容		定期的な子どもの読書に関する実態調査を実施するとともに、子ども読書活動推進計画の効果測定や各施策の計画的な進行管理を行う。			
年次計画	現況	20年度		21年度	
	・世田谷区区民意識調査を通じて、子どもの読書活動の意義や傾向を把握した。 ・計画の進行管理 ・第2期行動計画の評価・検証 ・第2期行動計画の策定作業	・第2期行動計画施行 ・計画の進行管理 ・子どもの読書に関する実態調査の実施と結果の検証 ・東京都や他機関の子ども読書に関する調査の把握と検証		・計画の進行管理 ・子どもの読書に関する実態調査の継続と結果の検証 ・東京都や他機関の子ども読書に関する調査の把握と検証	
	22年度	23年度計画目標			
	・計画の進行管理 ・子どもの読書に関する実態調査の継続と結果の検証 ・東京都や他機関の子ども読書に関する調査の把握と検証	・子どもの読書に関する実態調査の継続と結果の検証、及び総合評価 ・計画の進行管理 ・第2期行動計画の評価 ・次期行動計画策定準備			

③【充実】学校・幼稚園・保育園・児童館などとの連携強化（地域ぐるみの推進）

図書館と学校、幼稚園、保育園、児童館などと、地域における子どもの読書活動を推進するための連絡会などを行うことで、より一層交流を図っていきます。さらに、区立図書館は、子どもの読書活動を担う様々な機関・団体との協働による事業を進めていきます。

《関係所管：教育委員会事務局 子ども部》

④【充実】学校訪問や施設訪問（理解の促進）（地域ぐるみの推進）（機会の提供）

読書や図書館への関心と理解を深めるために、総合的な学習の時間などで図書館を利用した授業や図書館業務の体験学習、図書館職員や地域のボランティアによる学校や保育園などのおはなし会や読書に関する授業など、学校や図書館、ボランティアなどが連携・協力して実施していきます。

⑤【充実】世田谷文学館との連携事業（地域ぐるみの推進）（機会の提供）（人材の育成）（理解の促進）

文学を中心に文化・余暇活動と交流の場としてのノウハウや専門性を持つ世田谷文学館と、図書館や学校を始め、子ども関係所管との連携・協力による講演会や研修などの共同実施を進めるとともに、世田谷文学館が子どもを対象に実施している絵本原画展や「土曜ジュニア文学館」を実施するなど、新たな啓発事業を検討していきます。

《関係所管：教育委員会事務局 子ども部 世田谷文学館》

⑥【充実】子ども読書活動に関わる教職員などの研修と交流（人材の育成）（地域ぐるみの推進）

図書館、保育園、児童館、学校などで職員・教員のスキルアップを目的とした研修を実施します。また、相互に交流や連携を図り、事業の充実や新たな事業の実施に取り組んでいきます。

《関係所管：教育委員会事務局 子ども部》



子ども読書活動推進フォーラムの様子（重点事業9）

平成20年2月16日教育センターにて

参 考 資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(概要)【国】

東京都子ども読書活動推進計画(概要)

文字・活字文化振興法

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の

強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(概要)

- ・子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、**環境の整備を推進**。
- ・**おおむね5年間（平成14年度～18年度）**にわたる施策の基本的方向と具体的な方策。

《家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供》

- 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
- 図書館等でお話し会などの活動や関係機関と連携した取組の充実
- 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
- 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
- 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書習慣の確立

《図書資料の整備などの諸条件の整備・充実》

- 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
- 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
- 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
- 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備（公立義務教育諸学校について、平成14年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置）
- 学校図書館の情報化の推進
- 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

《学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進》

- 図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館等との連携・協力。地域の推進体制の整備等

《社会的気運醸成のための普及・啓発》

- 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
- 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

※本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

東京都子ども読書活動推進計画(概要)

《家庭・地域等》

第1 家庭・地域等における読書活動の推進

1 家庭・地域

家庭・地域における子どもの読書活動が推進されるよう、保護者や大人に対して読書の重要性を伝える普及・啓発活動を行うとともに、区市町村が行う事業に対する援助に努める。

【東京都の取組】

読書活動推進資料の作成、子どもの読書に関する調査の実施、人材情報の発信

【区市町村に期待される役割】

子育て支援事業における読書活動の推進、図書館員、保育士、児童館指導員等の研修と交流、ボランティアの育成、地域の読書団体(家庭・地域文庫)への支援

2 図書館

都立図書館は、東京都における子ども読書活動の拠点として、広域的立場から子どもの読書活動を推進する。区市町村立図書館の推進事業を積極的に支援するとともに、自らも様々な事業を企画していく。

【東京都の取組】

「都立図書館こども(ホーム)ページ」の開設、読書活動に障害のある子どもへの支援、外国語の児童図書の情報提供、児童サービスの専門的職員・ボランティアリーダーの育成

【区市町村に期待される役割】

児童サービスの充実、乳幼児・外国人児童生徒等へのサービス、専門的人材の育成・配置等

3 児童館、その他施設

東京都は、東京都児童会館における子どもの読書活動を推進するほか、保健所・保健センターでの健康診査や相談の場を活用した読書活動推進事業を支援する。

【東京都の取組】

東京都児童会館における読書活動推進事業の実施(福祉局)

保健所・保健センターにおける読書活動推進のための支援(健康局)

【区市町村に期待される役割】

児童館や公民館における読書活動推進事業の実施、保健所・保健センターにおける読書活動推進

第2 家庭・地域等における読書活動を推進するための施設・設備の充実

1 図書館の計画的な整備・充実

東京都は、子どもの読書活動推進の核となる施設である東京都内の公立図書館の充実、振興を図る。

【東京都の取組】

東京都内の公立図書館の振興と援助、都立図書館における児童青少年資料、サービス施設の充実

【区市町村に期待される役割】

児童青少年資料の充実、児童青少年コーナーの整備

第3 啓発広報

東京都は、子どもの読書活動の推進について、理解と関心を深めるための普及・啓発事業を実施する。

【東京都の取組】

シンボルマークやキャッチフレーズの制定、「東京都子ども読書シンポジウム(仮称)」の開催

都立図書館における啓発広報の促進

《学校》

第1 学校における読書活動の推進

学校においては、子どもが読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成するとともに、学校図書館を計画的に利用し、子どもの主体的な読書活動を充実させる。

【学校における読書活動】

読書時間の確保、読書指導、総合的な学習の時間等における読書活動、学校図書館等の利用指導、図書委員会活動、幼児期における読書、障害に配慮した読書活動、学校図書館の人的配置、

教職員の読書指導推進体制の確立、家庭への啓発 等

【東京都の取組】

読書活動推進校の指定、司書教諭等の研究・研修、「都立学校図書館運営の手引き(仮称)」の作成、啓発資料の作成、実践発表会の実施、顕彰制度

【区市町村に期待される役割】

司書教諭配置後の研修の充実、区市町村における特色ある活動

第2 学校における読書活動を推進するための学校図書館の充実

学校図書館は、「読書センター」としての役割と「学習情報センター」としての役割を担っていく。

【学校図書館の計画的な整備・充実】

図書資料の整備・充実、調査に基づいた学校図書館整備、障害のある子どもの読書に対する学校図書館整備、情報化の検討

第3 啓発広報

学校における優れた実践の紹介や顕彰することにより、子どもの読書活動を推進する。

【東京都の取組】

読書活動優秀実践校等の実践の紹介等

【区市町村に期待される役割】

学校の優れた読書活動の実践事例の収集及び紹介、子ども読書の日等に行われる行事の周知

《関係機関等の連携・協力》

第1 「東京都子ども読書活動推進会議(仮称)」の設置

東京都は、子どもの読書活動推進事業を総合的に企画・運営し、都、区市町村、民間団体等の連携・協力体制の整備について検討するため、推進会議を設置する。

第2 図書館等の連携・協力

1 学校と図書館等の連携・協力

都立図書館は、都立学校への支援サービスを通し、学校と公立図書館のよりよい連携を探り、学習活動や学校図書館の運営を支援する。

【東京都の取組】

司書教諭等の研修への支援、授業や課外活動への支援、推薦リストの作成、レファレンス・サービス、盲・ろう・養護学校との連携

【区市町村に期待される役割】

団体貸出し等資料の援助、図書館利用案内とブックリストの配布、学校訪問・学級招待等

2 図書館間の連携・協力

図書館の資料や情報の相互利用等の協力活動のほか、複数の都内公立図書館による共同事業の実施等、図書館間での連携・協力を推進する。

文字・活字文化振興法

平成十七年七月二十九日
法律 第九十一号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



No.492

未来を担う子どもたちへ

世田谷区子ども読書活動推進計画
(第2期行動計画)

平成20年3月発行

広報印刷物登録番号 No.492

発行 世田谷区立中央図書館
世田谷区弦巻3-16-8